

地 推 ー 6 1 0
令和5年2月15日

特定非営利活動法人雄物川国際カヌークルージング場
代表理事 中西 信豊 様

秋田県あきた未来創造部
地域づくり推進課長

市民への説明要請について（通知）

貴法人は、3事業年度にわたって特定非営利活動促進法第29条第1項の規定による事業報告書等が未提出となっています。

ついては、別添の「事業報告書等の期限内提出がない特定非営利活動法人に対する取扱いについて」に基づき、次のとおり市民への説明を実施するとともに、その説明の内容、実施状況等を文書により当課へ提出してください。

なお、市民への説明要請を行っていること及びこの要請により提出された説明文書は、県の公式ウェブサイト「美の国あきたネット」で公表します。

1 説明の内容

- (1) 3年以上にわたって事業報告書等を所轄庁に提出していない理由
- (2) 今後の事業報告書等の提出時期

2 説明の実施方法

市民への説明は、同法の趣旨の鑑み、特定非営利活動法人が自主的に実施すべきものであることから、実施方法については貴法人の判断に委ねられますが、次に掲げる方法が考えられます。

- (1) 貴法人が、適当な人員を収容できる会場において、1に記載した内容を述べる説明会を実施すること。
- (2) 貴法人の事務所の公衆の見やすい場所において、説明文書を掲示すること。
- (3) 貴法人が運営するウェブサイト上において、説明文書を公開すること。
- (4) 当課が、県の公式ウェブサイト上において、貴法人から提出された説明文書に記載された内容を公開すること。

3 市民への説明及び当課への説明文書の提出期限

令和5年3月17日（金）

期限が過ぎても説明文書が提出されない場合は、その旨を県の公式ウェブサイト上で公表します。

〈担 当〉秋田県あきた未来創造部
地域づくり推進課 小関
TEL:018-860-1245 / FAX: 018-860-3875